

審査基準及び標準処理期間整理個表

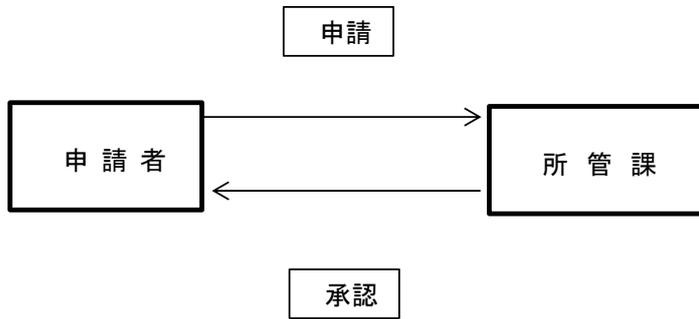
番号 17

処 分 名	児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に限る)の廃止の承認	
処 分 の 概 要	児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に限る)の廃止を承認する。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第35条第12項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	児童福祉法施行規則第38条第2項を基準とする。	
【根拠法令等】		
<p>児童福祉法 第35条第12項 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>児童福祉法施行規則 第38条 法第三十五条第十一項 に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。 一 廃止又は休止の理由 二 入所させている者の処置 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間</p> <p>第38条第2項 法第三十五条第十二項 の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>愛媛県事務処理の特例に関する条例 第2条別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表(第2条関係) 事務 1の5 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、児童厚生施設に係る次に掲げるもの (1) 法第35条第3項の規定に基づく設置の届出の受理に関する事務 (2) 法第35条第4項の規定に基づく設置の認可に関する事務 (3) 法第35条第11項の規定に基づく廃止又は休止の届出の受理に関する事務 (4) 法第35条第12項の規定に基づく廃止又は休止の承認に関する事務 (5) 法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務 (6) 法第46条第3項の規定に基づく改善勧告及び改善命令に関する事務 (7) 法第58条第1項の規定に基づく設置の認可の取消しに関する事務 (8) 法第59条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事務 (9) 法第59条第3項の規定に基づく改善その他の勧告に関する事務 (10) 法第59条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨の公表に関する事務</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

市町
地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。